

# 山口県報

平成 25 年  
7 月 2 日  
(火曜日)

## 目 次

規則  
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
(情報企画課)……………一

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………二  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………四  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………六  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)……………六  
平成二十五年毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)……………七  
公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………八

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第四十五号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則(平成十六年山口県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

平	改
を	

平	改
に	

改め、同様式の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「通称」欄は、申請者に係る住民票に通称が記載されている場合にのみ記入すること。

別記第一号様式中

平	改
を	

平	改
に	

改め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「通称」欄は、申請者に係る住民票に通称が記載されている場合にのみ記入すること。

別記第三号様式中

平	改
を	

平	改
に	

改め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「通称」欄は、申請者に係る住民票に通称が記載されている場合にのみ記入すること。  
別記第四号様式中

氏 名	姓	
氏 名	姓	

改め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「通称」欄は、届出者に係る住民票に通称が記載されている場合にのみ記入すること。

附 則

この規則は、平成二十五年七月八日から施行する。



### 山口県告示第二百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 チタン工業株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター  
所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	間 隔 時 間 連 続 使 用 時 間 一 日 当 た り の 使 用 間 隔 動 季 節 的 変 動 の 概 要
二六〇口 (二基)	七六	平成二五、 一〇、一	平成二六、 五、一	平成二六、 五、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二六〇口 (二基)	七	六	二〇〇
八	六	二〇	二〇〇
三〇〇	三〇〇	一〇	四〇
〇・五	〇・五	〇・五	一
二二〇	二二〇	二二〇	一五二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定	
排水ろ過施設	ステンレス製	四〇〇	中 和	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	平 成 一 〇 五 一	平 成 一 五 一 六	平 成 一 五 一 六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前		
排水ろ過施設	七	七	八、六、九、五	一五〇
中和処理施設	七	七	四〇	一九〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
通常	七	六	一五〇
最大	七	六	一九〇

山口県告示第二百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 チタン工業株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター  
所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地
- 三 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するる過施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

中和処理施設	種 類		能 ( $m^3$ /日)	処理の方式	間使用時間 隔 続	一日当たりの 使用時間	概季節的変動の 要 動 変 動 変 動 変 動 変 動	年工 事着 手予 定 日	年工 事完 成予 定 日	年使 用開 始予 定 日
	変更前	変更後								
	ステンレス製	"	四〇〇	中 和	連 続	二 四 時 間	"			
(既)										
(設)										

No. 1	排 水 口	七	八	六	一〇	一〇	三〇	二	一〇	六五	〇・五	一・八	四八八	六三三
-------	-------	---	---	---	----	----	----	---	----	----	-----	-----	-----	-----

中和処理施設			排水ろ過施設				中和処理施設				種 類		
処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		処理後	処理前		通 常	最 大
	変更前	変更後		変更前	変更後		変更前	変更後		変更前	変更後		
	七		"	"	"	"	"	"	"	"	"	七	
	九	五	"	"	"	"	"	"	"	八	六	九	五
	六		"	"	"	"	"	"	"	"	"	六	
	二〇		"	"	"	"	"	"	"	"	"	二〇	
	二〇〇		"	二〇	"	"	"	"	"	"	"	二〇〇	
	三〇〇		"	三〇	"	"	"	"	"	"	"	三〇〇	
	二		"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	
	一〇		"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇	
	四〇		"	"	"	"	"	"	"	"	"	四〇	
	〇・五		"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・五	
	一		"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	
	一五〇		一八四	二二〇	一八四	二二〇	一八四	二二〇	一八四	二二〇	一八四	二二〇	
	一九〇		二三七	二七〇	二三七	二七〇	二三七	二七〇	二三七	二七〇	二三七	二七〇	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水ろ過施設		中和処理施設		排水ろ過施設	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ステンレス製		ステンレス製		"	"
四〇〇		四〇〇		"	"
ろ		中		"	ろ
過		和		"	過
連		連		"	"
続		続		"	"
二四時間		二四時間		"	"
変動なし		変動なし		"	"
平成二五、一		平成二五、一			
平成二五、六		平成二五、六			
平成二六、一		平成二六、一			
平成二六、五		平成二六、五			

山口県告示第二百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十五年七月二日

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区  
山口県知事 山本 繁太郎



(二〇五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二日

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人ヒューマンネットワークピア  
代表者の氏名 宮川 昌子  
主たる事務所の所在地 下関市新地町四番二二号

(二〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値					排水水の量																	
	変更後	変更前	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉱油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 料 (mg/l)	排水水の一日当たりの量 (m³)															
										通 常 最 大	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後										
"	七	"	八〇六	"	六	"	二〇	"	二〇	"	三〇〇	"	二	"	一〇	"	四〇	"	〇・五	"	一	"	一五〇	"	一九〇

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十五年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人愛心

代 表 者 の 氏 名 村田 清次

主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九二一番地

(二〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人障害者支援村みのりえん

代 表 者 の 氏 名 下森 祺充

主たる事務所の所在地 岩国市藤生町一丁目二番一五号

(二〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人錦川環境教育学会

代 表 者 の 氏 名 岸村 進

主たる事務所の所在地 岩国市麻里布町六丁目一四番二五号

(二〇九) 平成二十五年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十五年十一月九日(土曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十五年九月二日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)まで(郵送の場合  
は、九月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県健康  
福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ  
と。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十五年十二月十一日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。



### 山口県公安委員会告示第三十三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二日

山口県公安委員会

表山口県山南警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡山手上町」の下に「、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡光が丘」を加える。